

長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合長

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第5号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（令和8年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とする。この場合において、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とし、広域連合長が別に定める。

第14条第1項を次のように改める。

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする。この場合において、その額は、国家公務員等の旅費支給規程の例により、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。